

火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令について
(オリンピック競技大会の課題への対応等)

令和2年1月21日

1. 概要

(1) オリンピック競技大会の課題への対応

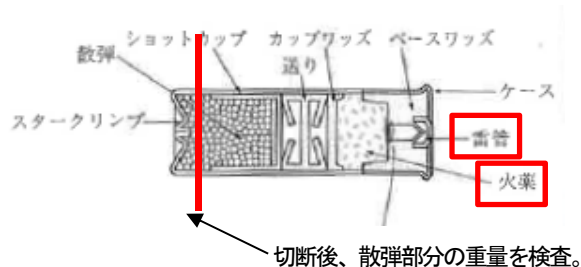
国際ルール改正を踏まえ、現在、射撃競技においては、審判に従事する者が実包を分解し、不正がないかを検査することとなっており、2020年に開催が予定されているオリンピック競技大会においてもこの検査が行われることとなっている。

当該行為は、火薬類取締法における製造行為に該当するものであるが、取り扱いについて検討したところ、国際的又は全国的な規模で開催される運動競技会において、審判に従事する者が当該行為を行う場合は、十分な安全管理体制が構築されていると考えられることから、運動競技会を円滑に開催するために、1日につき実包200個以下に限り、火薬類取締法の製造許可を不要とすることとした。

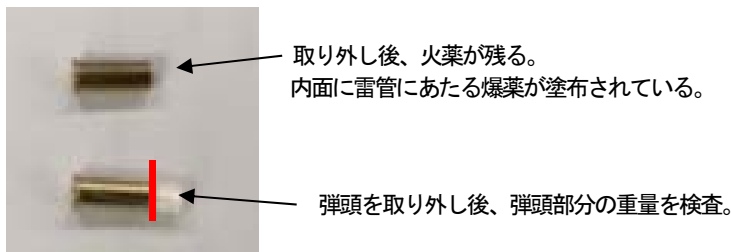
(参考) 審判に従事する者による実包分解検査の概要

審判に従事する者は、選手等から検査に必要な数の実包を抜き取り、分解した上で、弾丸の重量が規定値内であるかを検査。分解後に残る火薬や雷管は廃棄処分。

① クレー射撃の場合（火薬量：約1.5g／発）



② ライフル射撃の場合（火薬量：約0.1～0.2g／発）



(2) 製造保安責任者等の試験願書に添付する写真サイズの変更

火薬類の製造業者又は火薬庫の所有者・占有者は、製造保安責任者／取扱保安責任者の資格を有した者を選任することとなっている。

当該資格を取得するための試験を受ける者は、写真（縦6センチメートル、横5センチメートル）を添付した願書を提出するよう定められているが、現在の証明写真では、当該サイズの写真を撮ることができないことから、写真のサイズを、縦4.5センチメートル、横3.5センチメートル（パスポートと同じサイズ）に改めた。

2. 具体的な改正内容

火薬類取締法施行規則（以下、「施行規則」という。）に、以下の規定を追加した。

- (1) 国際的又は全国的な規模で開催される運動競技会（オリンピック競技大会、アジア競技大会、世界射撃選手権大会、アジア射撃競技選手権大会及びそれらのテストイベント）における運動競技の審判に従事する者が、射的練習の用に供するために製造する場合には、1日につき実包200個以下（施行規則第3条第2号の2（新設））
- (2) 製造保安責任者／取扱保安責任者の願書に添付する写真のサイズを縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルに改正（施行規則第78条第1項）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

- 火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令（経済産業省）
- 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（国土交通省）
- 鉄道運輸規程及び旅客自動車運送事業運輸規則の一部を改正する省令（国土交通省）
- 〔告 示〕
- 政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（政治資金適正化委）
- 在留カード等に係る漢字氏名の表記等に関する告示の一部を改正する件（出入国在留管理庁）
- 株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件（財務・農林水産省）
- 種苗法第四十九条第一項第四号の規定に基づき品種登録を取り消した件（農林水産省）
- 建築基準法の規定に基づく指定構造計算適合性判定機関の指定をした件（関東地方整備局）

- 都市計画に関する件（同一三）
- 道路に関する件（北陸地方整備局七〇九）

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 法務省

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）

船員の特定最低賃金の改正に係る地方交通審議会の意見に関する公示（関東運輸局最低賃金公示一、近畿運輸局同一、沖縄総合事務局同一）

国家試験

令和元年度一級土木施工管理技術検定合格者の公告及び合格証明書交付申請の受付（国土交通省）

〔公 告〕

諸事項

官庁

財団、北朝鮮特定貨物の保管関係裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係会社その他

省

令

○経済産業省令第四号

火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第四条及び第三十一条の規定に基づき、火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令を定める。
令和二年一月二十一日
経済産業大臣 梶山 弘志

火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（無許可製造数量） 第三条 法第四条但書の規定により許可を受けないで製造することができる火薬類の数量は、次の各号によるものとする。 一 理化学上の実験又は医療の用に供するために製造する場合には、信号焰管、信号火せん若しくは煙火又はこれらの原料用火薬若しくは爆薬にあつては一回につき四百グラム以下、その他のものにあつては一回につき爆薬又は爆薬換算二百グラム以下 二 鳥獣の捕獲若しくは駆除又は射的練習の用に供するために販売業者が製造する場合には、一日につき実包又は空包二百個以下 二の二 国際的又は全国的な規模で開催される運動競技会（当該運動競技会に先行して試行的に行われる競技会を含む。）であつて、次に掲げるものにおける運動競技の審判に従事する者が、射的練習の用に供するために製造する場合には、一日につき実包二百個以下 イ オリンピック競技大会 ロ アジア競技大会 ハ 世界射撃選手権大会 ニ アジア射撃競技選手権大会 三 法第十七条第一項第三号に規定する者が鳥獣の捕獲又は駆除の用に供するために製造する場合には、一日につき実包又は空包百個以下	（無許可製造数量） 第三条 法第四条但書の規定により許可を受けないで製造することができる火薬類の数量は、左の各号によるものとする。 一 理化学上の実験または医療の用に供するために製造する場合には、信号焰管、信号火せんもしくは煙火またはこれらの原料用火薬もしくは爆薬にあつては一回につき四百グラム以下、その他のものにあつては一回につき爆薬または爆薬換算二百グラム以下 二 鳥獣の捕獲もしくは駆除または射的練習の用に供するために販売業者が製造する場合には、一日につき実包または空包二百個以下 〔新設〕 三 法第十七条第一項第三号に規定する者が鳥獣の捕獲または駆除の用に供するために製造する場合には、一日につき実包または空包百個以下

四 射的練習の用に供するために当該練習者が製造する場合には、一日につき実包又は空包百個以下 五 「略」 (受験の手続) 第七十八条 試験を受けようとする者は、様式第三十一の受験願書に写真(縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルのものであつて、出願前六箇月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面には、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの)を添えて経済産業大臣の行う試験にあつては経済産業大臣(法第三十一条の三第一項の規定に基づき経済産業大臣が受験願書の受理の事務を含む試験事務を指定試験機関に行わせている場合にあつては、指定試験機関)に、都道府県知事の行う試験にあつては当該都道府県知事(法第三十一条の三第一項の規定に基づき都道府県知事が受験願書の受理の事務を含む試験事務を指定試験機関に行わせている場合にあつては、指定試験機関)に提出しなければならない。 2・3 「略」 備考 表中の「」は注記である。		四 射的練習の用に供するために当該練習者が製造する場合には、一日につき実包または空包百個以下 五 「略」 (受験の手続) 第七十八条 試験を受けようとする者は、様式第三十一の受験願書に写真(縦六センチメートル、横五センチメートルのものであつて、出願前六箇月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面には、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの)を添えて経済産業大臣の行う試験にあつては経済産業大臣(法第三十一条の三第一項の規定に基づき経済産業大臣が受験願書の受理の事務を含む試験事務を指定試験機関に行わせている場合にあつては、指定試験機関)に、都道府県知事の行う試験にあつては当該都道府県知事(法第三十一条の三第一項の規定に基づき都道府県知事が受験願書の受理の事務を含む試験事務を指定試験機関に行わせている場合にあつては、指定試験機関)に提出しなければならない。 2・3 「略」																			
附 則 この省令は、公布の日から施行する。 ○経済産業省令第五号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第十六号)の施行に伴い、及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第四十九号)の規定に基づき、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。 令和二年一月二十一日 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則(平成九年通商産業省令第十一号)の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。 <table><tr><td>改</td><td>正</td><td>後</td></tr><tr><td colspan="3">(書面の記載事項等)</td></tr><tr><td>第十三条</td><td>法第十四条第一項第六号の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。</td><td></td></tr></table>		改	正	後	(書面の記載事項等)			第十三条	法第十四条第一項第六号の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。		<table><tr><td>改</td><td>正</td><td>前</td></tr><tr><td colspan="3">(書面の記載事項)</td></tr><tr><td>第十三条</td><td>法第十四条第一項第六号の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。</td><td></td></tr></table>		改	正	前	(書面の記載事項)			第十三条	法第十四条第一項第六号の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。	
改	正	後																			
(書面の記載事項等)																					
第十三条	法第十四条第一項第六号の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。																				
改	正	前																			
(書面の記載事項)																					
第十三条	法第十四条第一項第六号の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。																				

一 十 「略」 法第十四条第三項の経済産業省令で定める方法は、次に掲げるものとする。 一 電子メールを送信する方法であつて、一般消費者等が当該電子メールの記録を出力することによる書面を作成することができるもの 二 液化石油ガス販売事業者の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)に備えられたファイルに記録された法第十四条第一項各号に掲げる事項又は当該各項に掲げる事項に該当するものの変更の内容(以下この条において「契約締結時交付事項等」という。)を電気通信回線を通じて一般消費者等の閲覧に供する方法(一般消費者等が当該ファイルの記録を出力することによる書面を作成することができない場合にあつては、当該ファイルに記録された契約締結時交付事項等を電気通信回線を通じて一般消費者等の閲覧に供する方法であつて、当該ファイルに記録された契約締結時交付事項等を、その記録された日から起算して三月間、消去し、又は改変できないもの) 三 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体に契約締結時交付事項等を記録したものを交付する方法 液化石油ガス販売事業者は、法第十四条第一項の規定により、前項各号に掲げる方法により契約締結時交付事項等を提供した場合においても、相手方からの求めがあつたときは、その者に対し、契約締結時交付事項等を記載した書面を交付しなければならない。 (一般消費者等に対して示すべき電磁的方法の種類及び内容) 第十三条の二 令第五条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。 一 第十三条第二項各号に掲げる方法のうち、液化石油ガス販売事業者が使用するもの			
--	--	--	--

〔新設〕

〔新設〕

一 十
〔新設〕
〔略〕